

| 項 目 | 個別要求事項が定められていない家庭用電気機器へのJ60335の適用について |
|--|---------------------------------------|
| <p>1 内容</p> <p>省令第2項基準のJ60335 1(家庭用及びこれらに類する電気機器の安全性、一般要求事項)に該当する製品で、パート2(個別要求事項)が存在しない製品(例:こて加熱器、電気くん蒸殺虫器、電気芳香拡散機等)の、省令第2項基準による基準適合確認(法第8条第1項)は、J60335 1(パート1)のみを適用することで、基準適合確認として認められると判断してよろしいか、ご教示下さい。</p> | |
| <p>2 回答</p> <p>J60335シリーズ該当製品については、パート1(一般要求事項)の適用のみでは、基準適合確認として認められません。</p> <p>パート2(個別要求事項)が存在しない製品は、省令第2項基準が存在しないものとして取り扱います。</p> <p>(理由)</p> <p>J60335シリーズ該当製品については、パート1(一般要求事項)とパート2(個別要求事項)を併用することを意図した技術基準であることから、パート1(一般要求事項)の適用のみでは基準適合確認として認められません。</p> | |